

# 告 示

## 埼玉県告示第九十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年 平成二十七年 平成二十八年 平成二十九年 平成三十年	地籍簿一冊 日高第四十三―四地区（大字中三日 鹿山の一部）	令和二年二月